

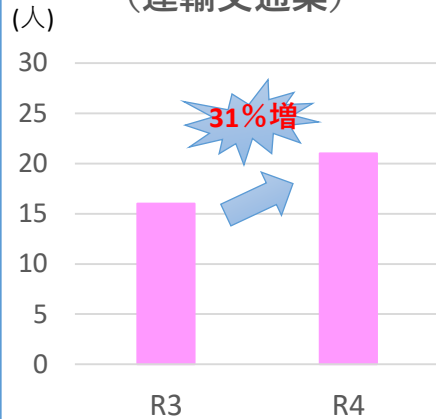
労働災害が増えています！ 荷役作業等を安全に

令和4年の労働災害

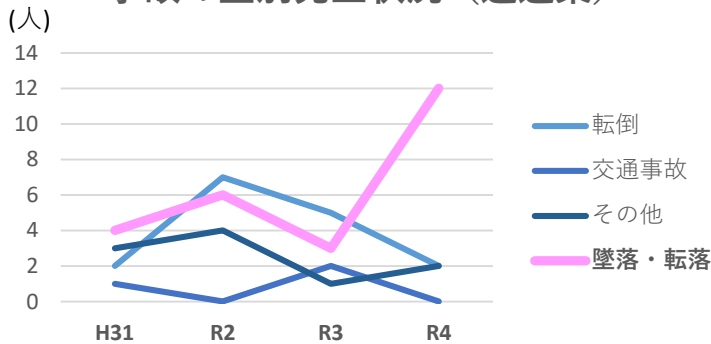
新津労働基準監督署管内（新潟市のうち秋葉区、南区、五泉市、阿賀町）における令和4年の労働災害（運輸交通業）は、**前年比+31%と大きく増加しています。**

危険な作業をそのままにせず、従業員の命と健康を守るため、作業方法の見直しに着手してください。

死傷者数 （運輸交通業）

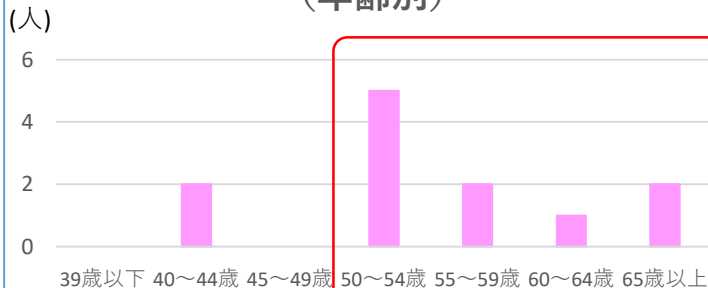


事故の型別発生状況（運送業）



令和4年は
荷台等からの
墜落・転落による
災害が大幅に増加

令和4年 墜落・転落災害 （年齢別）



年齢層が上がると
転落しやすくなるので注意

荷役作業に関するルールが変わります！

1

2トン以上の一部の貨物自動車は、

昇降設備と保護帽が必要

令和5年10月1日施行



現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、**それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに範囲が拡大。**

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とする。

2

テールゲートリフターによる

荷役作業は特別教育が必要

令和6年2月1日施行



安全又は衛生のための**特別の教育が必要な業務**として、**テールゲートリフターの操作の業務**（荷役作業を伴うものに限る）を規定。
（学科教育4時間、実技教育2時間）

3

テールゲートリフター操作時は

原動機の停止義務は適用除外（条件付き）

令和5年10月1日施行



運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、**原動機の停止義務については適用除外。**

（原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在するため）

法改正について、詳しくは厚生労働省HP「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱の答申結果」をご確認いただくか、新津労働基準監督署にお問い合わせください。